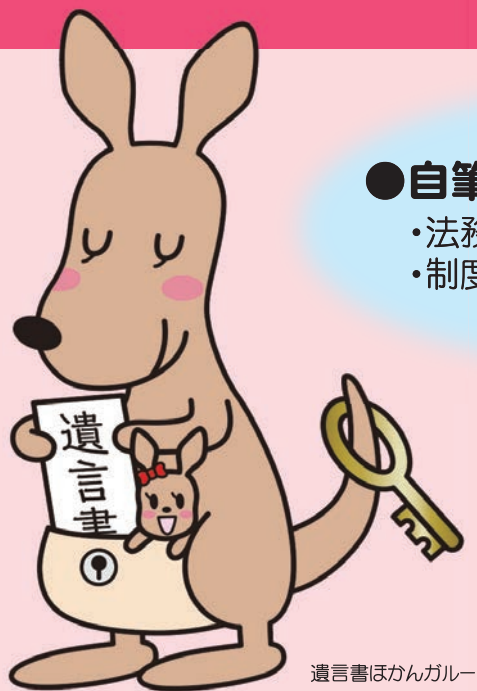


～あなたの大切な人と財産を守るために～

自筆証書遺言書保管制度 相続登記の申請義務化

に関する説明会



●自筆証書遺言書保管制度

- ・法務局に預けるメリットは？
- ・制度の内容や利用方法は？

●相続登記の申請義務化 (令和6年4月1日スタート)

- ・いつまでに登記すればいいの？
- ・登記をしないと、どうなるの？

参加無料
・
事前予約



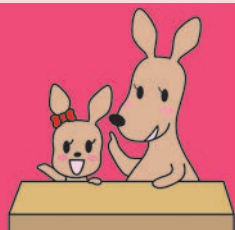
日程

令和6年 10月21日(月) 10:00～11:00
10月31日(木) 10:00～11:00
12月16日(月) 15:00～16:00
12月24日(火) 10:00～11:00

会場

静岡地方法務局(供託課)
沼津支局・富士支局・下田支局
浜松支局・掛川支局・藤枝支局
袋井支局

(各支局はウェブ会議システムで中継し、
視聴する形式になります。)



参加申込みは、お電話にて承ります。

(席数には限りがございますので、お電話にてご確認ください。)
(自宅からのWEB参加も可能です。「WEB参加に当たっての留意事項」
を御確認の上、静岡地方法務局(供託課)あて御連絡ください。)



静岡地方法務局 TEL 054-254-3555
(静岡市葵区追手町9-50静岡地方合同庁舎)

沼津支局 TEL 055-923-1201
(沼津市杉崎町6-20)

富士支局 TEL 0545-53-1200
(富士市中央町二丁目7-7富士法務総合庁舎)

下田支局 TEL 0558-22-0534
(下田市西本郷2-5-33下田地方合同庁舎)

浜松支局 TEL 053-454-1396
(浜松市中央区中央1-12-4浜松合同庁舎)

掛川支局 TEL 0537-22-5538
(掛川市亀の甲2-16-2掛川法務総合庁舎)

藤枝支局 TEL 054-641-1158
(藤枝市青木一丁目4-1)

袋井支局 TEL 0538-42-3545
(袋井市袋井366)

【WEB参加に当たっての留意事項】

1. 会議には「Webex」(Cisco Systems,Inc が提供するウェブ会議サービス)を使用します。スマートフォン又はタブレットから参加する場合は、あらかじめ「Webex」(無料版)アプリをインストールしてください。パソコンからの参加であればアプリは不要です。

※「Webex」の操作方法やシステム要件については、Cisco Systems,Inc のサイト (<https://www.webex.com/ja/index.html> ※外部サイトです。)をご確認ください。

※「Webex」の利用により生じた損害等について、当局は責任を負いません。

※**ミーティング番号及びパスワードは、参加予約受付時にお伝えします。**

2. **WEB参加にかかる通信料は、御自身の負担となります**(Wi-fi 環境での参加を推奨します)。

3. 参加者数多数の場合は入場できないこともありますので、あらかじめ御了承ください。

4. 個別の疎通確認は行いません。WEB参加に当たっては、**マイクとカメラは必ずオフにしてください。**

5. 時間の都合上、**WEB参加者からの御質問の時間を設けることができません**ので御了承ください。**御質問のある方は、説明会終了後、お電話にて**お願いします。

6. 「自筆証書遺言書保管制度」についてはパンフレットを使用します。パンフレットは以下のリンク先に掲載していますので、御確認ください(説明会時には画面にも映します)。

・[「パンフレット『自筆証書遺言書保管制度のご案内』」](#)

(その他参考資料)

・[「遺言書保管申請ガイドブック」](#)

・[「遺言書の用紙例」](#)

7. 「相続登記の申請義務化」については、法務省のホームページに[特設ページ](#)が開設されていますので、制度等の詳細についてはそちらを御参照ください。